

○財務省告示第百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年三月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百四
十三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

六			五
イ		ロ	イ
発			方募
入 価	入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	札 格 入
札 格 行 発 争 行	札 格 第 参 市 及 札 格 第 参 市 加 場	札 格 発 争 行	札 格 決 定 の

るた運二つ定う額
法め営十いにち面
律のに一億はづ財額
第公必二、き政で
二債のな千額発法一
条の財九面行第兆
一源の五額た利条九
項の保万円八付一十
規例にを、千国債の億
定に関図財六債の億
基する政百に規円

込募各当も各
み限国ての申
の度債る。か込
応額市。らみ
募の場、そのう
額範特、のち
を圍別、のち
割内参、のち
り加者、のち
当におご、のち
ていて、のち
。各。のち
申。のち

発別によご務後格競
行参よと大に競争
「加るに臣行争入
と者発にがわ札行
い・行募各れる札行
う。第（限国債入募
非下額市札入とい
格国債を場特あ決
競債市定め別つ定
争入場も参、た
札特の者財、た

										七																														
					ハ						イ						ロ						ハ						ロ											
争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国							
入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	札	格	金	札	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債							
札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	発	競	額	発	札	格	第	参	市	発	札	格	第	参	市	発	札	格	第	参	市	発	札	格	第	参	市				
発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	行	争	額	発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場			
					八百七十						一兆八百						円						一千五百						六千八百						六十億					
					十一億						九十一億						円						十三億						四千四百						十二億					
					八千						四千万						円						億						万						万					
					五						千七						円						円						円						円					
					百						万						円						円						円						円					
					七						十						円						円						円						円					
					十						七						円						円						円						円					
					一						十五						円						円						円						円					
					億						万						円						円						円						円					
					八						万						円						円						円						円					
					百						万						円						円						円						円					
					七						万						円						円						円						円					
					十						万						円						円						円						円					
					億						万						円						円						円						円					
					八						万						円						円						円						円					
					千						万						円						円						円						円					
					五						万						円						円						円						円					
					百						万						円						円						円						円					
					十						万						円						円						円						円					
					億						万						円						円						円						円					
					八						万						円						円						円						円					

十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	九	八						
三	二	ロ	イ	一														
				発							振	額	最					
の	経	入	価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	行	
払	過	札	格	第	参	市	及	び	札	格	第	参	市	札	格	行	行	
込	利	発	競	Ⅱ	加	場			札	格	第	参	市	札	格	行	行	
み	子	率	行	争	非	者	特	国	発	競	Ⅰ	加	場	行	争	格	日	

五
万
円

振替
法の
規定
による
振替
口座
簿

の記載又は記録は、最低額面金額と

す。整数倍の金額によるものと
平成二十五年三月二十一日
額面金額以上
のそれぞれ
つき九十九
円六

（一）年一・六パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加し、次の算
式により計算した金額を第
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}}$

（二）発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の
口

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

座に記載又は記録されるもの
 についで、前記(一)の算式に
 より算出した金額から該金
 額に百分の二十・三一五を乗
 じた金額(ただし、当該債
 権を發行時に、又は取得す
 る者が非居住者又は外国人
 である場合には、前記(一)の
 算式に、居住者又は外国人
 が適用を受ける
 金額又は外国法人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額)を控除することができる。
 平成二十五年九月二十日を
 支払期とし、次の算式により
 算出した金額を支払う。た
 だし、支払期が銀行休業日に
 当たるときは、その翌営業日
 に支払う(以下、次号及び第
 十六号において規定する期日
 について同じ。)。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{16}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年三月二十日及び九月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成四十五年三月二十日
 現在金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十五年三月二十一日